

ワークショップ

循環器撮影専門技師認定制度の設立に向けて

山形大学医学部附属病院
放射線部 江口 陽一

1.はじめに

循環器撮影領域の専門技師制度については平成16年から検討をはじめた。最初は日本放射線技術学会の放射線撮影分科会の中で、循環器撮影領域の専門技師制度を作ることができないかを検討していた。皆様にアンケート調査をお願いした時期である。そのアンケートの結果、85%が認定制度は必要との意見であった。その結果に基づき専門技師制度検討委員会を班員7名で結成し、第1回の班会議を平成17年10月20日に鹿児島の秋季学術大会の折に開催した。平成18年度より正式にスーパー・テクノロジスト認定制度委員会に『血管撮影専門技師認定班』が設置され、血管撮影と血管系IVRに携わる専門の診療放射線技師の認定を行う“専門技師認定制度”を、関連団体と共に構築を目指して活動している。関連団体との協議会は、現在まで平成19年2月24日と6月16日に東京で開催した。その協議会の結果を含めて現段階での状況を報告する。

2.認定機構の構成団体

認定制度を実行する第三者的な組織である認定機構設立に向けての協議会は下記の6団体で行っている。認定機構への参画については各団体とも前向きに検討していただいているが、正式な結果は各団体の理事会での審議の結果を待たなければならない。

- ・ 日本インターベンショナルラジオロジー学会
- ・ 社団法人 日本医学放射線学会
- ・ 社団法人 日本循環器学会
- ・ 特定非営利活動法人 日本脳神経血管内治療学会
- ・ 社団法人 日本放射線技師会
- ・ 社団法人 日本放射線技術学会

3.専門技師制度の認定名

認定名についてはまだ仮称であるが、協議会では『血管撮影・インターベンション専門技師』と呼ぶことで意見がまとまっている。

4.専門技師制度の目的

『構成団体の連携により、統一的基準に基づいて、血管撮影と血管系インターベンションに携わる専門の診療放射線技師の認定を行ことにより、診療放射線技師の専門的な知識と技術を高めて、最新の医療技術に対応した血管造影検査およびインターベンション治療の支援体制の確立を図るとともに、放射線機器の安全管理と放射線防護の最適化に努め、国民の健康に寄与することを目的とする。』

5.申請資格の条件

申請資格の条件については、現時点では以下のような条件とすることを考えている。

(1) 構成団体への在籍

構成団体のいずれかに継続して3年以上の会員であり、診療放射線技師免許保持者。

(2) 経験年数

通算 3 年以上の血管撮影に関する診療業務に携わっている者。

(3) 症例数

IVR50 例以上の経験を有すること。(部位は不問)

(4) 学術成果

申請時からさかのぼって〇年以内に別に定める認定単位を〇〇〇単位以上取得している者。ただし、〇年間に一度は、構成団体の全国規模の学術大会に出席していること。

(5) 装置の精度管理

機構が提示する放射線機器関連の安全管理及び品質管理に関する測定データを添える。

(6) 認定講習会

認定試験を受けようとする者は、本機構が主催する認定講習会を受講しなければならない。

6. 更新資格

更新資格の条件については、現時点では以下のような条件とすることを考えているが、症例数も検討項目にあがっている。

(1) 更新申請時において、血管撮影・インターベンション専門技師であること。

(2) 更新申請時において、過去 5 年間に、構成団体のいずれかに継続して所属し、会費を完納していること。

(3) 更新申請時、過去 5 年間において、別表に示す単位表から〇〇単位を取得していること。

(4) 更新申請時において、過去 5 年間に構成団体のいずれかの全国規模の学術大会に〇回以上出席し、かつ本機構が指定する講習会に参加していること。

7. 全国循環器撮影研究会の会員の皆様へのお願い

チーム医療の中で、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成は必要不可欠である。認定機構が設立され機構の運営が上手くいかない場合は全循研の会員の皆様にかかっていると言っても過言ではない。全循研は循環器撮影に関する唯一団体であり、認定試験を受ける多くの方は全循研の会員であると思う。認定機構設立後は皆様の手でこの認定制度が本当に必要なものに育てていただきたいと願っている。